

議 第 6 号 議 案

生活困窮者への支援拡充を求める意見書の提出について
生活困窮者への支援拡充を求める意見書を別紙のとおり、富士見市議会会議規則第
13条の規定により、提出します。

令和4年3月14日提出

富士見市議会議長 齊藤隆浩様

提出者 富士見市議会議員 根岸 操

賛成者 同 川畑勝弘

提 案 理 由

生活困窮者への支援拡充を求める意見書を地方自治法第99条の規定に基づき国会
及び政府に対して提出するため、この案を提出します。

生活困窮者への支援拡充を求める意見書

新型コロナウイルスの感染拡大による影響が長期化し、低所得世帯の生活はより厳しいものとなっている。また、失業や休業を余儀なくされ、生活に困窮されている方も増加している。

そうした中、政府は経済対策として、住民税非課税世帯等に対する1世帯当たり10万円の給付や、18歳以下の子どもがいる世帯に対する10万円相当の給付を行うこととした。しかし、このような政府の対策に対しては、生活に苦しむ方々への支援を行っている現場から、いわゆる「ワーキングプア」の方々に対する給付が不十分であるとして、一層の充実を求める声がある。

よって、富士見市議会は、国会及び政府に対し、政府による給付金の対象とはならない、新型コロナウイルスの影響により家計が急変した住民税非課税世帯の2倍水準以下に相当する所得の世帯に対して、1世帯当たり10万円の給付を行うよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

埼玉県富士見市議会

衆議院議長	細田博之	様
参議院議長	山東昭子	様
内閣総理大臣	岸田文雄	様
財務大臣	鈴木俊一	様
厚生労働大臣	後藤茂之	様
内閣官房長官	松野博一	様